

公 告

市有財産を一般競争入札により売り払うので、次のとおり公告する。

令和4年9月5日

福井市長 東 村 新 一

1 一般競争入札に付する物件の引渡し場所、搬出完了期限、売払物件及び最低売却価格

(1) 引渡し場所 福井市問屋2丁目54 問屋公園内

(2) 搬出完了期限 引渡し後14日以内

(3) 売払物件 雑木、針葉樹

(4) 最低売却価格 344,000円(税抜き)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 次のいずれかに該当する者でそれぞれに規定する事実があった日から3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 福井市の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 福井市の競争入札における落札者に対して福井市との契約の締

結を妨げた者又は福井市との契約を締結した者に対して当該契約の履行を妨げた者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、福井市の職員の職務の執行を妨げた者

エ 正当な理由なく福井市との契約を履行しなかった者

オ アからエまでのいずれかに該当する者を福井市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 入札の参加申込みに関する事項

(1) 本件入札に係る入札参加申込書及び入札募集要領は、福井市ホームページ上にて公表する。

ア 一般競争入札参加申込書

イ 一般競争入札募集要領

(2) 公表の期間

公告の日から令和4年10月6日（木）まで

(3) 受付に必要な書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 個人にあっては、住民票（発行後3か月以内のもの）

ウ 法人にあっては、登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

エ 搬出計画書

(4) 受付の方法

持参による。

(5) 受付の期間

令和4年9月22日（木）から同年10月6日（木）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

(6) 受付の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(7) 受付の場所

福井市寮町50号41番地

福井市クリーンセンター管理棟3階

福井市市民生活部新クリーンセンター建設事務所

4 入札保証金

(1) 納付

入札に参加しようとする者は、福井市指定の納入通知書により入札前に1に掲げる物件（以下「売却物件」という。）に係る入札保証金として、入札金額の100分の5以上の額に相当する金額を納付しなければならない。

(2) 還付

ア 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後、入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。

イ 落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに、契約保証金の全部又は一部に充当する。

ウ 入札保証金には、利息は付さないものとする。

5 入札及び開札の執行に関する事項

(1) 場所

福井市寮町50号41番地

福井市クリーンセンター管理棟3階応接室

(2) 日時

令和4年10月13日(木)午前10時

(3) 入札手続

ア 代理人が入札に参加する場合は、入札に参加しようとする者の委任状を入札前に提出しなければならない。

イ 入札後、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

6 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金が不足する者のした入札
- (3) 同一事項に対して同一の者が2以上の入札をした入札
- (4) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は代理人が2以上の者の代理をした者の入札
- (5) 総額で入札すべき入札価格を単価で記入した者の入札
- (6) 入札に関し、不正の行為があった者の入札
- (7) 郵便、ファクシミリ又は電子メールによる入札
- (8) 入札金額その他必要事項の記入及び押印のない入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 記載事項の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 最低売却価格に達しない価格が記入された入札

7 落札者の決定

- (1) 落札者は、福井市の最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者とする。ただし、当該最高の価格で入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。この場

合において、同価格の入札をした者は、くじ引きを辞退することはできない。

(2) 落札結果については、落札者に決定した者の金額を福井市ホームページ上で公表するものとする。

8 売買契約の締結及び売買代金の納付方法等

(1) 売買契約の締結

ア 落札者は、令和4年10月20日(木)までに売買契約を締結し、同時に福井市指定の納入通知書により売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

イ 落札者が売買契約を履行しない場合は、契約保証金は、福井市に帰属することとする。

ウ 契約保証金には、利息を付さないものとする。

エ 落札者は、売買代金の納付が完了するまで、契約に係る一切の権利義務を落札者以外の物に譲渡することはできない。

(2) 売買代金の納付方法

ア 落札者は、福井市指定の納入通知書により、売買代金から契約保証金を除いた金額を一括して、指定する日までに納付しなければならない。

イ 売買代金から契約保証金を除いた金額の納付を完了した場合は、契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

(3) 落札者が売買契約を締結しない場合の取扱い

落札者が指定の期日までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効とし、入札保証金は、福井市に帰属することとする。

(4) 売却物件の引渡し

売却物件の引渡しは、売買代金の納付が完了した時とする。

9 その他

本件入札は、上記に定めるもののほか、一般競争入札募集要領等に
従い、執行する。

10 問合せ先

福井市市民生活部新クリーンセンター建設事務所

電話番号 0776-97-6407

メールアドレス n-clean@city.fukui.lg.jp